

令和2年度
群馬東部水道企業団水道料金審議会
(第3回)

料金統一の基本方針

令和2年11月16日

1. 基本方針①

8構成団体の料金表に基づいて行っている料金算定を一水道事業同一料金の原則により料金負担の公平性の観点から料金の統一を図る

【考え方】

能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。(水道法第14条第2項第1号)

特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(水道法第14条第2項第4号)



水道利用者に対する同じサービスの対価(水道料金)に差別的取扱いを設けることは適切ではなく、料金統一により**料金負担の公平性**を確保する必要がある。

2. 基本方針②

料金の算定期間を令和4年度から令和10年度までの7年間とする

【考え方】

水道料金負担の期間的公平性

算定期間が短期間であるほど、原価を的確に把握し、不確定な要素を除外できるため、水道利用者に適切な料金負担をお願いすることができる。

水道料金の期間的安定性

水道料金は、住民生活や経済活動への影響等にも考慮して、長期安定的に維持されるべきとする要請にも応えていかなければならない。

統一した水道料金が利用者にとって短い期間で急激な負担とならないように検討する。

3. 基本方針③

水道事業の広域化や県との統合による施設の統廃合等で得られた費用の削減効果を反映させる

【考え方】

- ◆ 水平統合に伴う人件費及び維持管理費の削減効果
⇒平成28年度～令和6年度で年間**約2.5億円**の削減
- ◆ 垂直統合に伴う受水費の削減効果
⇒年間**約4億円**の削減
- ◆ 施設再構築に伴う更新費用の削減効果
⇒**約100億円(R1価格)**の更新費用削減

4. 基本方針④

補助金に頼ることのない安定した経営を確保できる水道料金とする

【考え方】

令和6年度までの国からの補助金がなくなっても、今後も必要な更新需要ができる水道料金とする

平成27年度～令和6年度までの補助金の交付予定額

約120億円

(平成27年度～令和元年度の交付額は約40億円)

5. 基本方針⑤

水道料金は、使用者間の負担の公平という観点から基本水量、段階別逦増制等の見直しをする

【考え方】

基本水量の現状

公衆衛生上の観点から過度な節水意識が働かないよう設定されていたが、実際の使用水量よりも高い金額を負担している水道利用者が増加している。

段階別逦増制の現状

人口増加の時代においては、一般家庭の料金の低廉化、節水の促進につながっていたが、原則は均一単価制であり、現在の人口減少の時代では見直すべき。

上記の制度の導入が進んだ時代とは状況が大きく変化しており、使用者間の負担の公平を確保する上で全国的に見直しが進んでいる。